

防災対策・災害廃棄物処理の講演会を開催



開かれた防災対策・災害廃棄物の講演会

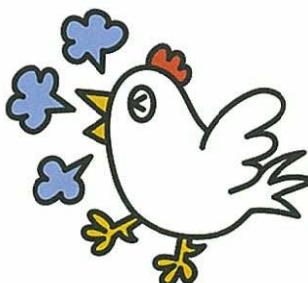
平成24年11月22日（木）津市内の三重県勤労者福祉会館で三重県、市町職員、協会員70名を対象に、平成23年9月の台風12号による紀伊半島の大水害での災害廃棄物処理の報告と教訓及び三重県の防災、減災対策等の現況説明の講演会を開催しました。

まず、三重県防災対策部防災企画・地域支援課副課長の畠中一宝氏から、いつ発生してもおかしくないと言われている東海・東南海・南海地震の被害想定、東日本大震災から見えてくる様々な教訓や課題を詳しく説明いただき、三重県の緊急地震対策行動計画では、地震から身を守るために備えるとともに、まず逃げること等、さらに各地域の対策や県の地震・津波対策の取り組みの検討状況を講演いただきました。

一昨年9月の台風12号で大水害を受けた紀宝町環境衛生課の中家嗣仁氏からは、災害発生時の混乱した中で、三重県との災害応援協定に基づき、県を通じて当協会と市町へ応援要請し、紀宝町で発生した災害がれき約1万2千トンの収集、処理の状況などが当時の写真をまじえ詳しく説明され、最後に仮置場の確保、回収・処理方法、車両の確保などの課題を解り易く講演されました。

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課主査の山口高慶氏からは、台風12号での紀伊半島の大水害の災害廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処分に当協会及び市町が早期に協力処理できたことなどを説明いただき、災害廃棄物処理計画策定の必要性、仮置場の設定、そして三重県に求められる役割を話していただきました。

鳥インフルエンザの対策へ



平成23年2月には、三重県内の2町で「鳥インフルエンザ」が発生し、家畜伝染病予防法に基づき、処理がなされ、その後24年12月末まで発生していません。

今回、三重県農林水産部当局から「鳥インフルエンザ」の発生時に備え、三重県と当協会と三重県養鶏協会の3社で応援協定を締結したいとの申し出があり、当協会の医療廃棄物専門部会及び理事会で協議した結果、協定締結の了解が得られましたので、協定を締結する方向で関係者と協議を進めています。

当協会の感染性廃棄物を取り扱っているプロの技術の協力を得たいとの三重県の考えであり、殺処分された家畜、卵、えさ、鶏糞等を運搬し、焼却又は埋却するために必要な機材、人員等の協力をするものです。

質問コーナー

Q：新築現場で旧家屋を解体するように元請業者である建設業者から発注されました。解体契約は、建設業者としました。解体廃棄物は適正に処理するよう元請業者から指示がありました。排出事業者は解体業者になりますか。

A：排出事業者は、元請事業者になります。当然マニフェストも元請事業者が発行することになります。
(解説)

建設工事に伴い生じる廃棄物の処理については、元請業者から請け負って解体工事等の個別工事の作業を行っている下請業者ではなく、当該工事の全体を掌握し総合的に指揮監督・管理している元請業者が排出事業者として工事から発生する廃棄物の処理責任を負います。(廃棄物処理法第21条の3関係)

Q：収集運搬車両が一時的に不足したので、友人（雇用関係はなく別会社、業の許可は有していない）に収集運搬を依頼し、処分場まで運搬しました。

A：友人は収集運搬の許可を有していないから、無許可営業になり、収集運搬を依頼した事業者は無許可事業者に再委託を行ったので再委託違反になります。

（解説）
許可時に実際の雇用関係のない者は従業員と見なすことはできません。よって友人は無許可業者になります。

運搬車両と運転手が不足したとき、車両を傭車（賃貸）する場合は、運転手を雇用する必要があります。単に友人の運送会社から運搬車両を傭車（賃貸）するのではなく、その運搬車両を運転する運転手も同時に雇用することになります。なお、運搬車両（事業の用に供する施設）が増設されますから、廃棄物処理法に基づき産業廃棄物収集運搬業変更届を県等に提出することになります。

（廃棄物処理法第14条の2第3項 施行規則第10条の10第4号）



県防災対策部防災企画・地域支援課
副課長 畠中 一宝 氏



紀宝町環境衛生課
中家 嗣仁 氏



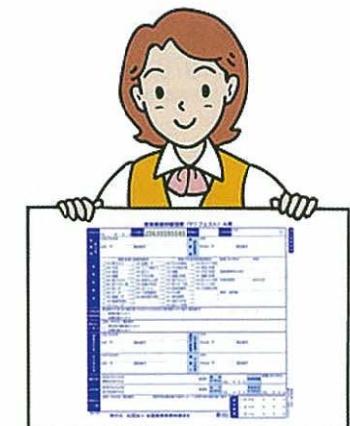
県環境生活部廃棄物対策局
廃棄物・リサイクル課主査
山口 高慶 氏

廃棄物処理法改正の解説～占有者の意思～

しきどり8号の「廃棄物処理法の解説—廃棄物の妥当性の判断」で、五つの判断基準のうち「物の性状」「排出の状況」「通常の取扱い形態」「取引価格の有無」まで説明しましたので、「占有者の意思」について説明します。

●占有者の意思

廃棄物か否かを判断する上で「占有者の意思」が非常に大切なことです。社会通念上、合理的に認定し得る占有者の意思として「物の性状」「排出の状況」「通常の取扱い形態」「取引価格の有無」の四つの要素の基準に照らして、適切な利用を行う意思があると判断されない場合、脱法的な処理を目的（例：不法投棄等）としたものと判断される場合は占有者の意思にかかわらず「廃棄物」に該当します。



●おから事件

「おから事件」で、おからは有価物か、廃棄物かの判断で最高裁判所（平成11年3月判決）は産業廃棄物に当ると判断しました。（詳細はしきどり7号）このように、その物が「①適切に利用されている」（例：コンクリートがらの路盤材等）「②他社に有価物として売却する意思がある」（例：木くずチップ材等）「③放置や処分の意思が認められないこと」

①②③が出来ないために不要にせざるを得ない物は「廃棄物」です。

●総合判断説

「占有者の意思」は、取引の相手方の有償実績や有償契約の有無は簡便的な基準に過ぎず、また法の規制から逃れるために、恣意的に有償譲渡を装うこともあります。必ずしも市場の形成が明らかではない物には、直ちに有価物とは判断せず「物の性状」「排出の状況」「通常の取扱い形態」「取引価格の有無」「占有者の意思」までの各要素を総合的判断することが必要です。（いわゆる「総合判断説」）